

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和2年3月19日（木）

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 平成31年度教育費補正予算（第10回）に係る意見聴取について

議案第2号 白井市指定文化財の指定について

4. 協議事項

協議第1号 白井市教育資金利子補給金制度の廃止について

5. 報告事項

報告第1号 平成31年度末及び令和2年度白井市小中学校職員人事異動について

6. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

委員 齊藤 豊

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 小泉 淳一

教育部参事 鈴木 直人

教育総務課長 板橋 章

生涯学習課長 石戸 啓夫

文化センター長 石田 昌弘

書記 山本 麻奈美

書記 檜原 拓真

午後2時00分 開会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから令和2年第1回白井市教育委員会臨時会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名となります。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名。

会議録署名人を指名いたします。

小林委員と齊藤委員に署名をお願いします。

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号 「平成31年度末及び令和2年度白井市小中学校職員人事異動について」。これにつきましては、白井市情報公開条例第9条第1項第7号の人事に関する案件であるため、非公開がよろしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、報告第1号については非公開といたします。

議事に入る前に、私のほうから、小中学校の臨時休業につきまして報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染対策のため、3月2日より小中学校を臨時休業とし、3週間が過ぎようとしています。ここまで特に混乱なく進んできておりますが、子供たちの心身のストレス等につきましては心配があるところです。

この間、学校では、電話での状況確認や励まし、また学習プリント、学校だより、学年だよりなどを郵送等により継続的に配布し、支援に努めています。

また、小学校では、12日から事情のあるご家庭の小学校1・2年生及び特別支援学級の児童を受け入れており、本日までで、小学校全9校で延べ46人となっております。

なお、12日には中学校、昨日18日には小学校の卒業式が行われましたが、卒業生、保護者、教職員のみでの参加で、時間短縮、体温等の事前の体調把握、マスクの着用、換気、消毒液の設置、この消毒液は、工業団地の日本美容化学様から寄附していただいたものでございます。それぞれ各学校、感染防止に十分配慮し実施いたしました。短縮での式でしたが、どの学校も工夫を凝らし、心温まる式であったと報告されております。

本来であれば、来週24日火曜日が修了式で、25日から春休みの予定でした。県内では成田市のみが16日から学校を再開しております。

また昨日は、印西市において感染者が確認されたというニュースがありました。今後の見通しにつきましては、国の動向に注視しながら、随時、校長会と協議を進めております。

現状につきまして、その他で、小泉部長より後ほど御説明いたします。

以上でございます。

それでは、これから議事に入ります。

公開案件から先に行います。

議案第1号 「平成31年度教育費補正予算（第10回）に係る意見聴取について」

○井上教育長 3、議決事項、最初に、3の議決事項についてお願いします。

議案第1号 「平成31年度教育費補正予算（第10回）に係る意見聴取について」説明をお願い

します。

○板橋教育総務課長 議案第1号 「平成31年度教育費補正予算（第10回）に係る意見聴取について」

本案は、令和2年第1回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものです。

議会最終日に追加で提案しようと考えております。

1ページをご覧ください。

平成31年度3月補正予算ということで、平成31年度の予算になります。

内容としましては、一般会計で、まず学校政策課、9款1項4目学校事務費、事業名が教育の情報化推進事業、補正額が2億9,333万2,000円で、補正後は3億4,112万6,000円になります。

主な理由としまして、13節委託料、小中学校校内通信ネットワーク整備設計委託料としまして682万円、15節工事請負費、小中学校校内通信ネットワーク整備工事2億8,651万2,000円となっております。

補正理由としましては、令和元年度「公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金」の内定があったことから補正するものです。当然、現時点で補正ですので、後ほど説明しますが、繰越明許費を設定し、令和2年度に工事をすることになります。

その他、GIGAスクールの事業概要を簡単に説明いたします。

事業概要としましては、文部科学省が示している「GIGAスクール構想」をもとに、児童生徒が学習するよりよいICT環境を整えるため、次の事業を実施するものです。

まず、本年度行う校内通信ネットワークの整備です。通信環境については、教室までの回線をカテゴリー6に変更し、現在の100Mbpsから10Gbpsに通信速度を上げます。また、全教室・体育館にアクセスポイントを設置し、無線環境を整えます。

本予算はここまでです。なお、文部科学省が推奨する児童生徒1人1台の学習端末については、令和2年度から3年間で整備を行い、プロジェクターやソフトウェア等関連した周辺機器の整備を行うとしていまして、現時点で補助金の内定等がありませんので、内定等ありましたら、早々に補正予算を組む予定となっております。

2段目です。教育総務課9款2項3目学校建設費、小学校施設改修等に要する経費、補正額が948万7,000円で、補正後予算額が1億6,100万9,000円です。

主な内容としましては、15節工事請負費948万7,000円、小学校校舎改修工事ということで、池の上小学校の防火設備改修工事で、防火設備法定点検の結果、法令不適合の指摘があったものについて改修工事をするものです。

本事業につきましても、さきに平成31年度に追加内定があったことから、工事請負費を増額設定します。これも事業は令和2年度に行いますので、繰越明許を設定いたします。

最後に一番下段です。9款3項3目学校建設費、中学校施設改修等に要する経費、補正額が2,817万2,000円で、補正後が1億489万3,000円。

補正理由なのですが、これも同じく工事請負費2,817万2,000円。中学校校舎改修工事ということで、こちらは白井中学校外2校、大山口中学校と桜台中学校の防火設備改修工事で、防火設

備法定点検において、法令不適合の指摘があったものについて工事を行うものです。こちら補助金の内定が、平成31年度に追加であったことから、工事費を増額いたします。

歳入です。

まずは教育総務課です。15款2項5目教育費国庫補助金、事業名称が学校施設環境改善交付金です。補正額が1,343万6,000円で、補正後が7,287万2,000円です。これは先ほど言いました歳出に対応したもので、池の上小学校外3校の大規模改造事業について、平成31年度の国庫補助金が採択されたことから、増額補正するものです。

その次の段、学校政策課で、15款2項5目教育費国庫補助金です。事業名称が公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金、補正額が7,945万6,000円、補正後も同じく7,945万6,000円です。こちら補助金の内定があったことから、補正するものです。

最後に、繰越明許の設定です。

1番目と3番目と、一番下の5段目は、これは歳出で説明した事業について、令和2年度に工事をするために繰越明許を設定したものです。

2番目と4番目については、小学校施設整備に要する経費ということで、白井第一小学校外7校防火設備修繕工事、それと中学校施設整備に要する経費で、中学校全5校防火設備修繕工事。こちらは平成31年度の工事として、事業者と契約を締結して工事の準備を進めていたところなのですが、2月の中旬ごろ、工事事業者から契約解除の申し込みがありました。その後、協議はしたのですが、どうしても解除したいということで解除せざるを得ない状況になりました。しかしながら、本年度予算を流してしまうと、また6月に補正を組むことになり、夏休み等の改修に間に合わなくなる可能性がありますので、繰越明許費をそのまま設定させていただいて、令和2年度になりましたら、できるだけ早い時期に入札をしていきたいと考えております。

予算については以上です。よろしく願いいたします。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

では、私からですが、この契約解除になったことについてですが、どんな理由等があるのか、答えられる範囲で説明していただきたいと思います。

○板橋教育総務課長 まず、11月27日に契約を締結しました。その後、台風等の影響でなかなか下請さんが思うように集まらなかったということで、遅れていました。その後、工事準備をしてはいただいたのですが、最終的には、会社事由ということで、会社の体制というのですかね、が整わなくなってしまったということで、2月18日に解約したいということで、最終的には会社都合ということで、会社の体制が整わないということでした。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

相手方の説明ですので、そのような説明になると思うのですが、工事する人手とか、そういうものが集まらなかったというようなイメージなのですか。

○板橋教育総務課長 恐らく、そういう感じだと思います。関連会社との調整とか、あと人員体制がうまくいかなかったということだと私は推察しております。

○井上教育長 あくまでも推察でございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号につきましてお諮りいたします。

議案第1号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議案第2号 「白井市指定文化財の指定について」

○井上教育長 続きまして、議案第2号 「白井市指定文化財の指定について」説明をお願いします。

○石戸生涯学習課長 議案第2号 「白井市指定文化財の指定について」ご説明いたします。

白井市教育委員会は、白井市文化財保護に関する条例第4条第1項の規定により別紙のとおり白井市指定文化財を指定する。

本案は、市の区域内にある重要な文化財を指定文化財に指定したいので提案するものです。

次ページ以降の資料をご覧ください。

文化財指定書案を添付しておりますが、今回の指定は過去に指定を行っております指定第19号の指定文化財に、新たな文化財を加える追加指定でございます。

指定第19号につきましては、平成17年9月16日に最初の文化財指定を行い、平成26年3月25日に追加指定を一度行っております有形文化財、歴史資料の富塚の牧士川上家資料です。

次のページのカラーコピー資料をご覧ください。

これまでの指定で、1万4,816点を指定しております。今回、さらに86点の古文書類を追加して、1万4,902点の指定文化財とするものです。

川上家資料については、説明をこれまで受けてこられなかった委員さんもおられますので、少し説明させていただきます。

川上家につきましては、江戸時代に代々、富塚村、白井に富塚地区がありますけれども、富塚村の名主を務めた家で、18世紀末の寛政期に、右仲というご先祖がいて、幕府の馬を野飼いした牧場の一つであります小金牧を管理する牧士として幕府に採用されて以来、牧士という役目を代々務め、富塚村や小金牧に関する文化財資料をたくさん残しています。

これまで家の倉庫に数多くの資料が残されていることが知られてきておりまして、千葉県を初め、数多くの機関によって資料調査が行われています。その既知の資料については、ほとんど指定文化財としてきております。

前回の追加指定の後、先代のときには調査がお許しいただけなかった母屋にも、古文書等の文化財があることを現当主からお話を伺うことができ、調査の許諾をいただいて、平成27年度に母屋の2階を中心に調査を行いました。そこで、新たに一つの箱に三つの巻物が入った資料が発見されたので、お借りして内容の調査を進めてきたところ、主に江戸末期から明治・大正にかけて活躍した川上英太郎という方の経歴にかかわるさまざまな資料を織り込んだ巻物であることがわかりました。

この川上英太郎という人は、白井の地方自治体としての起源に当たります白井村谷清村組合村の初代村長を務めた方であり、近代の村、学校、病院の設立や経営などにも広くかかわった方で、今回の

資料は個人の経歴としてわかるだけでなく、市内にあった村々が、いつ、どのように変遷を遂げて白井村に至ったのかなど、段階の時期などがはっきりわかる貴重な資料ともなっています。

昨年度末に目録を作成、刊行しておりまして、本年度の11月から12月にかけて修補を行いまして、2月に文化財審議会にて指定文化財としての適否を諮問した結果、適するとの答申を受けることができたので、追加指定をしたく今回ご決議を願うものでございます。

以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。

それでは、このことにつきまして質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号につきましてお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

協議第1号 「白井市教育資金利子補給金制度の廃止について」

○井上教育長 続きまして、4の協議事項、協議第1号 「白井市教育資金利子補給金制度の廃止について」説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 協議第1号 「白井市教育資金利子補給金制度の廃止について」協議をお願いいたします。

裏面をご覧ください。

白井市教育資金利子補給金制度の廃止について、協議事項は、この当該制度を廃止することです。制度名は白井市教育資金利子補給金制度。

施行期日は令和3年4月1日、つまり、約1年後の施行にしたいと考えております。

その間、経過措置としましては、施行期日前に廃止前の白井市教育資金利子補給金交付要綱の規定により、教育資金利子補給金の交付決定を受けている者の教育資金利子補給については、なお従前の例によるということで、令和3年4月1日より前に交付決定した者については、利子補給はそのままやっていきますということになります。

資料1をご覧ください。

廃止理由としましては、まず一つ、国において平成29年度から給付型奨学金や所得連動返還型奨学金が導入されるなど奨学金制度の充実が図られたこと。

金利が最低水準で安定していることなどです。

これまでの経緯としましては、平成12年4月1日に同制度は施行しております。この4月でちょうど20年になります。

平成29年度に補助金の見直しを行い、平成30年度受付分から「補助金のあり方の基本方針」に基づき、補助率を3分の2から2分の1に改正しております。この「補助金のあり方の基本方針」で、補助金については2分の1ということが原則白井市としては示されているので、こういう改正をしております。

(3) 平成30年8月に「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」というのがございまして、これに基づき、事業を評価したところ、必要性が低い事業として選定されております。

これを受け同年9月、「行政経営戦略会議」で経済状況等からも現状の実情にそぐわない制度になりつつあることから、令和2年と書いてありますが、令和3年の間違いです。失礼しました。令和3年度に廃止する方向で検討しなさいという指示が出ております。

平成31年度は、令和2年度で廃止できるよう周知方法や既に交付されている対象者の経過措置について検討してきました。検討結果ですが、周知期間を十分設けるということで、1年後の廃止を考えています。今日、同意をいただければ、速やかに決裁により廃止をし、約1年間かけて、この制度は来年度末で終わりますよということを周知していくため今回、提案させていただいているところで

す。また、経過措置につきましては、先ほどもご説明しましたけれども、令和3年4月1日より前の令和3年3月31日までに交付決定した者については、これまでどおり、利子補給の請求ができるというように最大限配慮していきたいと考えているところです。

また、「行政経営戦略会議」の時には、令和3年度から廃止ということについて示されているのですけれども、これは総合計画の前期基本計画が令和2年度で終わりますので、そこまではこの制度を残していくということが示されたところです。

実績については、最近は増えている状況でございます。

4番としまして、周知方法として、貸し出しの金融機関とか日本政策金融公庫へ、例年この制度の案内文を配布しておりますので、その案内文の中に令和2年度中に終わりますので、早目に周知してくださいという案内をします。

また、市ホームページでも広報でも、同様の案内をしたいと考えております。

窓口においても、同様の案内をしたいと考えております。

実績が増えているということもありますが、まず、金利が最低水準であるということにつきましては、平成12年に制度が起きたときには、2.2%の日本政策金融公庫の金利でした。これが25年には2.45倍まで上がったのですけれども、現在は1.66というところで、ゼロ金利政策により、相当下がってきたのかなということと、また新たな奨学金制度ということ、先ほど給付型の奨学金制度ということもお話しましたけれども、当然、返還型の奨学金制度もあって、そこでの金利は、令和2年3月現在では固定で0.07、変動で0.02、比較にならないぐらい安くなっているところもあります。国がこのような制度をつくってくれたということで、市と国の役割分担からも、金利の面からも、この制度については一定の役割が終えたのかなと、20年たって終えたのかなと考えておりますので、協議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。

確認ですけれども、2番の(4)の最後の「令和2年度」というのは「令和3年度」に訂正することと、(5)の「令和2年度」これも「令和3年度」ということに訂正ということによろしいですかね。

○板橋教育総務課長 はい。

○井上教育長 2カ所、「2」を「3」に訂正ということで。

○板橋教育総務課長 失礼しました。

○井上教育長 では、このことにつきましてご質問等ありますでしょうか。

○小林委員 国の制度の充実が図られてきているということで、今のこの制度を必要としている人はスムーズにそちらに移行できるような体制になっているのでしょうか。

○板橋教育総務課長 国の制度ですので、こちらでは、受け付けすることは当然できないのですけれども、もし窓口で来られたら、そのようなパンフレットを常備しておいて、こういうところが使えますよという案内はすることはできます。ホームページのにリンクが張れるかどうかとも検討はしたいなと考えております。

以上です。

○小林委員 そうというのが今増えているというか、必要としている人がいるということかなと思うので。ただ、これはなくなるけれども、国の制度を利用できますよと、そういう案内はできると思うのですよね。

○板橋教育総務課長 ご指摘のとおりです。

○井上教育長 よろしいですか。

○小林委員 はい。

○井上教育長 ほかにございますか。

○高倉委員 今の質問に関連なのですけれども、先ほどご説明にあった国の返還型の利息が0.07%ということで、現在の日本政策金融公庫の利息1.66、かなり低いですよ。にもかかわらず、あえて国の制度を使わずに、千葉銀なり日本政策金融公庫なりのこの学費ローンを使っている方が、むしろ増えているように見えるのですけれども、そのあたりの事情。利息だけ見れば、新しいほうに行きそうなものなのに、何か逆に旧来のものが増えているように見えるのですけれども、そのあたりの背景、おわかりになりますか。

○板橋教育総務課長 私たちも、この教育資金利子補給については、本当は使ってほしいという意味で、かなりPRはしているので、その効果が実は上がってきているのかなと思っています。どちらを選ぶかというのは、これは個人の問題でして、そこまでははかりかねますけれども、借りやすさ、手続きの簡易さというのは、もしかしたらこちらの教育資金利子補給金のほうが簡便なのかなと、奨学金ですと学校長の推薦などが必要となってくることなどからも、そういうところもあるのかなとは考えております。

以上です。

○井上教育長 よろしいですか。

○高倉委員 はい。

○井上教育長 ほかにございますか。

その点の周知というところを再度考えていただいとということだと思います。

○板橋教育総務課長 はい。

○井上教育長 よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、協議第1号についてお諮りします。

協議第1号について、原案のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、協議第1号は原案のとおり決定いたします。

その他

○井上教育長 それでは、次に、6のその他について入ります。

その他でありますでしょうか。

○齊藤委員 昨年の6月のこの委員会の会議の中で、難聴の子供の対応についてということで、私が質問しました。委員質疑ということで、その中で「聞こえと学校生活」という冊子や、オーディオグラムというものなどを説明したと思います。3ページぐらい議事録があったのですが、その時に、鈴木教育部参事が詳しい説明をしていただきました。私のほうでは市内14校に、その冊子をつかって、先生の参考資料になれば幸いかなと思ひまして、このたび、この場で、年度末だったので、新年度から使えるように、こういった冊子をつくりました。

これを学校に置いていただいて。

6月に説明したとおりなのですが、難聴と指定されれば、当然そういう教室もあるし、聾学校とかもあるのですが、そのグレーゾーンの中で、体調によって聞こえがいい時と悪い時があるという子供がいて、そういう時には難聴に指定されなくて、そのまま普通学級と。そういう時に、ある程度、家庭でもそうなのですが、先生にその辺をよく見ていただきたいという参考書として利用していただければと思ひまして、こういった冊子の形になりました。

内容を説明すると、すごく長いのですが、小児難聴の先生の意見や市内の実際の体験談、学生の保護者からの体験談など、あとは先ほども言いましたオーディオグラムという聴力レベルという表とか、関係の医療機関など、全てこの中に入れましたので、ぜひ今後の学校教育に役立てていただければと思ひます。

なかなかこうやって1冊ファイルをつくるのも結構大変なので、教育委員会の中にも置きたいので教育委員会に一部と、あとは各小中学校に一部ずつを配布させていただきたいと思ひます。6月からお話ししたものの報告ということで、今日は報告させていただきました。

○井上教育長 では、鈴木参事からありますか。

○鈴木教育部参事 齊藤委員には、難聴というところで冊子をつくっていただきました。各学校特別支援教育コーディネーターがまずおりますので、そこを中心に職員に周知をしていき、通常の特別支援学級で、こういったことが参考となり、子供たちがより学習に向かえるように努力していきたいと思ひます。ありがとうございました。

○井上教育長 それでは、正式には4月の校長会を通じて、またお話しをさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○齊藤委員 教育長、あと一つ付け足しで、忘れていました。

○井上教育長 どうぞ。

○齊藤委員 今、教育委員会に1部と言いましたが、あとは健康課と障害福祉課に1部ずつ、健康課では3歳児の健康診査とか、あと子供にささやき声で話しかけるといふような項目があるということなので、健康課に1部と障害福祉課は、補聴器の助成をしているということで、1部置くようにしますので、それも補足でお願いします。

○井上教育長 それでは、ほかにございますか。

○板橋教育総務課長 平成31年度学校教育施設環境改善交付金の内定及び繰越事業の状況等についてという資料でございます。

1番につきましては、先ほどの補正の内容ですので、これは省略させていただきたいと思います。

2番について、繰越事業の実施状況ということで、何点か報告がございます。

まず、七次台中学校トイレ改修工事です。こちらは昨年の夏になかなか入札が落ちなくて、何度か皆さんにも補正等で協力いただいたのですけれども、9月になって、やっと入札落ちたのですけれども、今工事を進めていまして半分はでき上がりました。ただ台風の影響で、まず工事そのものが遅れてしまったり、部品工場が被災してしまって部品が入らないということで、工事の年度内工事は実は困難な状況になっております。

また、今、新型コロナウイルスの影響で便器の発注ができない状況で、半分はもう来ているのですけれども、確実に年度内に発注ができなくて、今やれるところはやってもらっているのですけれども、あとは便器取り付けるところまでは、ほぼほぼ来ているのですけれども、工事をとめざるを得ない状況になりました。便器を発注すると、発注から1カ月たたないと来ないということなので、最低でも1カ月はとめざるを得ないのかなというところで、4月末までとめようかと今考えております。

ただ、国の補助金につきましては、繰り越しの手続を今、実施中です。まだ手続の承諾は得ておりませんが、繰り越しの手続はしております。

次に、七次台中学校柔剣道場吊り天井等耐震改修工事です。これは昨年の9月に補正予算を組ませていただいて、平成31年度、令和2年度に事業を実施するというところで予算組ませていただいたのですけれども、2月に入札不調になりまして、こちらは今、再入札に向けて準備をしております。何とか工事費を見直しているのですけれども、国のほうからは、新型コロナウイルスの影響で事業費をもっと見ないとだめじゃないかという話も来ているのですけれども、今の予算の中でおさめて入札をかける予定です。これも夏休みとかを利用してやればなと今、学校と相談しています。

最後、(2)市単独事業の第三小学校プールブロック塀等改修工事です。こちらは昨年の12月補正で予算をいただいたものなのですけれども、こちらが入札が不調になってしまいまして、本来ならば、6月のプール開きに間に合うように、ブロック塀を壊してやろうと考えていたのですけれども、実は一発勝負で間に合わなくなってしまいましたので、今は学校と相談して、ブロック塀にはシャワーがついていましたので、別の場所に仮設のシャワーを設けて、そのブロック塀の周りには安全地帯を設けて近寄らないようにして、来年度プールを実施して、その後、改修かなと考えております。

一番下の防火設備修繕工事は、先ほど補正予算で説明したとおりです。

説明は以上です。

○井上教育長 今のことににつきまして、ご質問等ありますか。

○川嶋委員 七次台中学校のトイレということで、工事が一旦ストップして、その時、生徒たちが困らないようなものは確保してあるのでしょうか。仮設のものをつくるのかというのが分かればお願いします。

○板橋教育総務課長 もともと南校舎・北校舎、半分ずつやっていて、今、半分は供用開始をしているところなので、学校さんには多少迷惑をかけているのですけれども、その半分でやってもらっています。本当に長期になるようだったら、仮設トイレうちのほうは考えざるを得ないのかなと思って

いますけれども、今のところ学校からは、仮設トイレはちょっとという話は来ております。

以上です。

○川嶋委員 例え仮設を入れましようとなっても、仮設のトイレを置く場所って、多分、七次台中学校ってほとんどないような気もするのですけれども、仮設を入れるということも可能ではあるのでしょうか。

○板橋教育総務課長 仮設は、外に置く仮設を想定しています。中に置けないので、そうすると、出たり入ったりというのが、学校は嫌がっているところがあって、わざわざ靴を履いていくということや、仮設トイレというのは、衛生的に限界があるのかなというところで。でも、置くとしたら屋外に場所を探して置かざるを得ないのかなと思っています。中に置くというのは考えていません。

○井上教育長 よろしいですか。

○川嶋委員 はい。

○井上教育長 ほかにございますか。今の板橋課長のお話について、ほかにありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それ以外のことにつきまして。

○小泉教育部長 臨時登校日を設定いたしますので、その関係のことについて報告を申し上げます。

お手元の「臨時登校の実施について」という、資料が1枚あると思いますが、こちらをお願いいたします。

こちらは、一昨日になりますね、3月17日に委員の皆様にはメールで送らせていただいた文書と一緒にございます。ここで3月2日から臨時休業に入りまして、今月いっぱい休むと、本当に1カ月間、子供たちは学校へ登校をしていないという日が続くということになります。卒業式については、先ほど冒頭で教育長からありましたように実施をしております。

また、修了式は行わずに、今日19日と、それから週明けの23、24の月火を使って、それぞれ学校に子供たちが、時間をずらして登校して荷物を持って帰る。それから、その時に通知表を渡すというような対応をしているところです。

以前から、子供たちの様子を校長先生方と情報交換していく中で、この春休み中に一度、子供が少しの時間でも集まれる日があったらいいねというお話は、もう以前から出ておりました。

ただ、こういった状況ではございましたので、なかなか難しいですよということ、ずっときていたわけなのですけれども、3月16日に、校長先生方から約2時間、このことについて意見交換をしまして、その中で校長先生方からは、臨時休業中の生活や学習について確認をしたり、それから子供たち同士、先生方も、1年間を締めくくるということをやっていけませんので、そうした機会として1日あったほうがいいのではないかとということで意見が出ましたので、それも必要かなということで、設定の日には3月30日月曜日、時間は長い時間ではなくて、8時30分から2時間程度ということで、臨時登校日というのを設定したものでございます。

対象の学年は、卒業学年を除く全学年、それから内容につきましては、臨時休業中の子供たちの状況、いろいろ聞きたいとか、恐らく子供たちも友達と会いたいですよということ、そこで少し友達同士で、お休みのことについて話をしてもらったり、いろいろなことがあるかもしれません。

それから、4月の始業日の日程についての確認、そして転退出教職員についてというような、それ

をどの程度の時間をかけてやるかということについては、これは学校の裁量で2時間の中で計画していただければと思っています。

なお、この件については、今回コロナウイルスの関係について、市全体の中での動きということが大事ですので、コロナウイルス対策会議にも3月12日にかけてさせていただいて、了承を得た上で、こういった動きになっている状況でございます。

臨時登校については、以上でございます。

あわせて、4月からの予定ということで少しお話をさせていただきます。

まず始業式、これ4月6日になります。それから入学式、中学校が4月7日、小学校が4月8日、どちらも予定どおり行う予定です。ただ、入学式の規模を縮小するかどうかについては、今月中に臨時の校長会等もありますので、そこで決めていきたいと考えております。

一つ漏れてしまいましたけれども、先ほどのこの臨時登校の文書については、19、23、24日で子供たちが来たときに通知表と一緒に渡す形になっています。ですから、まだ子供たち、保護者の手元に行っていない学校もあるということで、ご承知いただければと思っております。

以上でございます。

○井上教育長 このことにつきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

よろしいですか。

つけ加えますと、この臨時休業であるとか臨時登校であるとか、また卒業式であるとか入学式であるというのは、校長が判断して決めることなのですね。ただ、こういう緊急というのですか、こういう事態であるので、本市としては、足並みをそろえることが最も大事なことだと考えて、この年度末、それから年度始まりにつきましては、教育委員会、もちろん校長会と十分協議してですけれども、主導して取り組ませていただいているということもご承知おきいただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、その他につきまして終わりにしたいと思います。

ここからは、非公開案件に入りたいと思います。

10分ぐらい休憩をとりたいと思いますので、3時から再開と、その時に資料を配ってください。十分ご覧ください。

では、3時から再開です。

午後2時50分休憩

午後3時00分開議

○井上教育長 それでは、再開してよろしいですか。

非公開案件 報告第1号 「平成31年度末及び令和2年度白井市小中学校職員人事異動について」

○井上教育長 それでは、ほかに全てを通しましてご質問等ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 では、以上をもちまして本日の会議は終了します。

次回の会議は、4月9日木曜日の午後2時からとなっております。

本日はどうもお疲れ様でございました。

午後3時08分 閉 会